メキシコ合衆国
（United Mexican States）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

１　インフラ通信運輸省（Secretaría de Infraestructura, Comunicaciones y Transportes：ISCT）

Secretary of Infrastructure, Communications and Transportation

Tel.	＋52 55 5723 9300
URL	https://www.gob.mx/sct
所在地	Av. Insurgentes Sur No. 1089, Nochebuena, Benito Juárez, C.P. 03720, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Jesús Antonio Esteva Medina（大臣／Secretary）

所掌事務

情報通信分野と交通運輸分野を所掌しており、電気通信分野では、政策の策定や、公衆電気通信網免許の付与及び取消しを所掌している。

２　連邦電気通信機構（Instituto Federal de Telecomunicaciones：IFT）

Federal Telecommunications Institute

Tel.	＋52 55 5015 4000
URL	https://www.ift.org.mx/
所在地	Av. Insurgentes Sur No. 1143, Col. Nochebuena, Benito Juárez, C.P. 03720, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Javier Juárez Mojica（委員長代理委員／Commissioner）

所掌事務

2013 年 6 月、「電気通信改革法（Decreto por el que se reforman y adicionan diversas disposiciones de los artículos 6o., 7o., 27, 28, 73, 78, 94 y 105 de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos）」を根拠法とし、同年

9 月に連邦通信委員会（Comfesion Federal de Telecomunicaciones：Cofetel）を引き継ぐ形で創設された。主な所掌事務は以下のとおりである。

・放送、通信分野の規制、推進、監督
・放送、通信の事業免許（コンセッション）の付与と取消し
・事業免許を受けた者に対する罰則
・競争阻害要因を排除するための、市場参加者への非対称規制
・周波数利用の全国的、地域的集中の制限
・これらの制限を履行するための、資産、権利、持分等の売却の命令

2024 年 11 月、上院で「行政簡素化法」が可決され、IFT 等の独立行政委員会は廃止され業務は連邦行政機関に吸収される予定である。

３　連邦経済競争委員会（Comisión Federal de Competencia Económica：COFECE）

Federal Economic Competition Commission

Tel.	＋52 55 2789 6500
URL	https://www.cofece.mx
所在地	Av. Revolución 725, Col. Santa María Nonoalco, Alcaldía Benito Juárez, C. P. 03700, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Andrea Marván Saltiel（委員長／Commissioner）

所掌事務

根拠法は、2014 年に可決した「連邦経済競争法（Ley Federal de Competencia Económica：LFCE)」である。市場への自由なアクセスと競争を維持し、独占行為、その他の市場の効率性を損なう行為の防止、社会福祉の増進を目的とする。

なお、IFT 同様廃止予定である。

Ⅱ　法令

１　憲法改正

2013 年改正では、第 6 条の改正により、政府に通信分野と放送分野における情報へのアクセス保証が義務付けられた。また、同条改正で、市場競争の促進、ユニバーサルなデジタル・インクルージョンの推進、自律的な監督機関の設置が規定された。

2024 年改正では、第 28 条でインターネットサービス提供の戦略的重要性及び国家関与について言及している。

２　電気通信改革法（La Reforma en Telecomunicaciones de 2013）

同法は、ニエト大統領（当時）が政権交代の際に示した「メキシコのための協

約（Pacto por México）」に含まれる電気通信セクターの改革を定める法律である。2013 年 6 月に成立した。同法の内容は以下のとおりである。

・憲法第 6 条で定められる基本的権利の強化に向けて表現、情報へのアクセス、情報技術へのアクセスの自由にまで基本的権利を拡大

・電気通信等の急速に発展する分野の現行法の近代化

・反独占について強い規制権限を持つ新しい電気通信規制機関である IFT 及び COFECE を憲法上の独立機関として創設。紛争処理のための特別裁判所を創設

・競争を促進し、通信分野では外資上限を撤廃し、放送分野では 49%までの直接投資を許可

・デジタル・インクルージョンとユニバーサル・アクセス向上に向けた新政策

・700MHz 帯域を利用した公共電気通信網の創設による基盤整備促進

３　連邦通信放送法（Lay Federal de Telecommunicaciones y Radiodifusión）

2014 年 7 月に制定、翌 8 月に発効した。1995 年に制定された「連邦電気通信法（Lay Federal de Telecommunicaciones）」と 1960 年に制定された「連邦ラジオ・テレビ法（Lay Federal de Radio y Televisión）」を置き換える法律で、周波数、公衆電気通信網、基幹網、衛星資源・衛星通信、電気通信と放送、融合サービスにおける公益性のあるサービス、利用者・視聴者の権利、競争と自由市場の導入の規律について定めている。最新改定は 2024 年 4 月である。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

（１）事業免許

事業免許は、①収益目的の商業利用、②政府機関による公共利用、③非営利民間利用、④文化、科学、教育、コミュニティのための社会的利用の目的別に分類されている。事業免許が付与されるのはメキシコ国籍を持つ法人か個人となっており、事業分野別に事業免許を取得する必要がある。

電気通信分野と放送分野の事業免許を取得する際は、IFT に申請し、審査を受ける必要がある。IFT は、60 日以内に審査を行い、申請内容が規定に合致している場合に事業免許を付与する。事業免許期間は 30 年である。

周波数と衛星資源にかかわる事業免許を取得する際は、IFT による申請審査の後、競売が実施され、事業免許が付与される事業者が選定される。事業免許期間は 20 年間である。

（２）外資規制

経済協力開発機構（OECD）からの競争促進圧力を受け、「電気通信改革法」が制定され、通信分野の外資規制上限は撤廃された。また、放送分野においては 49%までの直接投資が認められた。

（３）移動体通信のプリペイド・ユーザ登録規制

2009 年 4 月より、犯罪防止のため、移動体通信のプリペイド・ユーザの登録規制が導入された。これにより、移動体通信事業者には、新規加入のプリペイド・ユーザの身元確認が義務付けられた。

２　競争促進政策

（１）自由化

旧国営事業者テルメックス（TELMEX）は、民営化の条件として、1996 年 8 月まで長距離及び国際通信サービスを独占的に提供することが認められていた。その後、1997 年 1 月、政府は長距離及び国際通信市場を自由化し、新規事業者に免許を付与した。1998 年 1 月には市内通信市場も自由化され、電気通信市場の全分野での自由化が達成された。また、2005 年 8 月には、通信設備を保有する事業者と再販契約を締結することで、長距離・国際通信市場への参入が可能となった。

（２）番号ポータビリティ

固定番号ポータビリティは、2008 年 7 月から導入された。

（３）支配的事業者規制

2013 年 6 月の「電気通信改革法」により、IFT が、その構成委員全員の任命から 180 日以内に新たに各市場の支配的事業者を特定し、適切な規制を導入することが定められた。

IFT は、2013 年 12 月に、移動及び固定電話、ブロードバンド接続、相互接続、テレビ、メディア広告、視聴覚コンテンツ市場が調査対象とした国内及び海外の電気通信市場の集中度状況調査を開始した。2014 年 1 月、IFT は専用回線での国際長距離通話市場、及び専用回線相互接続市場において、固定回線事業者テルメックスとテレノール（Telefonos del Noreste : Telnor）が支配的地位を占めると認定した。2014 年 3 月には、議会が IFT による支配的事業者規制を承認した。これに対し、テルメックスを保有するアメリカ・モビル（América Móvil）は、同年 4 月に支配的事業者規制の差止めを裁判所に求めたものの、同年 6 月に棄却された。

（４）相互接続規則

2013 年 6 月の「電気通信改革法」により、IFT は、2015 年 6 月、支配的事業者であるテルメックスに対し、ローカル・ループ・アンバンドリング（LLU）を義務付けた。

なお、IFT は、ゼロ・レートを禁止していたが、アメリカ・モビルがこれを不服として提訴していた。この提訴に対して、メキシコ最高裁は、2017 年 8 月、IFT は立法機関ではないとして、相互接続料金を設定するべきだとの判決を出した。これを受けて、IFT は、2017 年 11 月に、アメリカ・モビルが他の移動体通信事業者に対して料金を課すことを認めた。

（５）機能分離

IFT は、2018 年 3 月、テルメックスとテレノールに対して、小売事業と卸売事業を 2 年以内に機能分離することを命令し、2020 年 3 月に卸売会社としてレッドナシオナルウルティマミラ（Reunión Red Nacional Última Milla、テルメックス）とレッドウルティマミラデルノロエステ（Red Última Milla del Noroeste、テレノール）が設立され機能分離が実施された。

３　情報通信基盤整備政策

国家プロジェクトの「México Conectado」構想により公共施設は、学校、公園、図書館、病院等を対象に衛星や光ファイバを通じてブロードバンド接続が提供される。同プロジェクトでは、2018 年までに合計 25 万の公共施設で無料のブロードバンド接続を提供する計画としていたが 2019 年に文教施設への重点整備に変更された。また、ルーラル地域でのインターネット接続を提供する「Internet para Todos」は、国営電力公社（Comisión Federal de Electricidad：CFE）の送電網やダークファイバを活用し、非営利ベースで電気通信サービスを提供している。

Ⅳ　関連技術の動向

基準認証制度

1992 年に成立した「標準化及び計測法（Ley Federal de Normalización y Metrología：LFMN）」が基準認証制度を義務付けている。基準認証制度は、国家標準（Normas Oficiales Mexicanas：NOM）に基づいて行われ、NOM の策定は「国家標準化諮問委員会（Comité Consultivo Nacional de Normalización：CCNN）」と各規格を所管する省庁によって行われる。1997 年には電気通信については CCNN-T（las normas de Telecomunicaciones, CCNN）、放送・電報・郵便については CCNN-RTSP（los servicios de Radiodifusión, Telegrafía y Servicios Postale, CCNN）が分担することが決定した。CCNN-T は電気通信、電波及び衛星、情報通信の三つの分科会で構成され、その委員は IFT が指名する。

IFT は NOM 認証に基づき、電気通信端末機器及び無線機器の承認手続（Homologation）を実施する。

2010 年 8 月からは Wi-Fi や Bluetooth 機器等の ISM（Industrial, Scientific and Medical）帯で運用するものについては、国内の認証試験機関による試験と非政府の認証機関である電子機器標準認証機関（Normalización y Certificación Electrónica：NYCE）の認証が可能となった。更に販売に必要な NOM を取得するためには EMC 及び安全性の認証を NYCE から取得することが必要である。申請者はメキシコ国籍を必要とする。

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

固定電話市場における主な事業者は、加入者数順で、テルメックス、Televisa Cable、トータルプレイ（TotalPlay）、メガカブレ（Megacable）、アクステル（Axtel）、Bestel、モビスター・メキシコ（Movistar México）等である。近年では、ケーブル事業者も固定通信市場に参入しており、トリプルプレイの一環として、電話サービスを提供している。なお、ケーブルテレビ事業者であるメガカブレ、トータルプレイ、Televisa Cable 等は、VoIP サービスを提供している。

２　移動体通信

主な事業者として、Radiomóvil Dipsa（ブランド名：テルセル（Telcel））、モビスター・メキシコ（スペインの大手通信会社テレフォニカ（Telefónica）傘下）、AT&T メキシコ（AT&T México）、ALTAN Redes（2021 年 7 月経営破綻し、2022 年 6 月、連邦が株式の過半数を取得、連邦、その他 Banobras や Bancomext 等の保有株は 2024 年 9 月に CFE へ全株式を譲渡）がサービスを提供している。なお、4G 方式による移動データ通信は、2012 年 6 月よりテルセルが、モビスター・メキシコが同年 10 月より開始した。

ALTAN Redes の 700MHz 帯がオープンネットワーク化され、これを利用した MVNO が増えており、2024 年 6 月末時点で、少なくとも 114 の MVNO がこのネットワークに接続されている。2020 年 6 月には、米小売大手ウォルマートのメキシコ子会社ウォルマート・デ・メヒコ（Wal-Mart de Mexico（ブランド名：BAIT））もこの通信網を利用して、MVNO 事業を開始した。MVNO 事業者の新規参入により競争が進展している。

2024 年 6 月現在、主な MVNO は、BAIT、Freedom Pop Mexico（米ディッシュ・ネットワーク（Dish Network）子会社、2017 年開始）、VMLA、Oui Movil（2017 年開始）、メガカブレ（2019 年開始）等である。

３　インターネット

ブロードバンド接続方式は、2022 年第 3 四半期以降、光ファイバのシェアが最大となった。2023 年末現在、約 7 割が光ファイバで、ケーブルモデム、ADSL が続いている。ADSL 接続は、2002 年にテルメックスがサービスを開始した。主要事業者としては、通信事業者はテルメックスやトータルプレイ等、ケーブル事業者は Televisa Cable、メガカブレ等がサービスを提供している。

Ⅵ　運営体

１　テルメックス（TELMEX）

Teléfonos de México

Tel.	＋52 55 5222 1212
URL	https://www.telmex.com/
所在地	Parque Via 190, Colonia Cuauhtemoc, C.P. 06599, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Carlos Slim（最高執行責任者／CEO）

概要

1990 年 12 月に民営化された。同社は、1990 年 8 月に政府と調印し、取得した営業権により、電気通信サービスを提供している。2024 年第 2 四半期の収入は 261 億 2,460 万 MXP である。

2010 年 2 月、アメリカ・モビルによるテルメックスの買収が認可され、間接的に同社の 59.4%の株式をアメリカ・モビルが保有することにより同社の傘下に入った。その後、2011 年 8 月、アメリカ・モビルは、未取得のテルメックス株式の取得を発表、同年 11 月に 93%まで保有率を引き上げ、2012 年 12 月に流動株が僅少となりメキシコ証券取引所から上場廃止された。

２　Radiomóvil Dipsa

Tel.	＋52 55 5625 3861
URL	https://www.telcel.com
所在地	Av. Lago Alberto 366, Colonia Anahuac, C.P. 11320, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Daniel Hajj Aboumrad（最高執行責任者／CEO）

概要

ブランド名はテルセルで、アメリカ・モビルの完全子会社である。移動体通信市場における加入者数ベースでの市場シェアは 2024 年 6 月時点で 47.2%である。

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　インフラ通信運輸省（ISCT）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

放送分野では、周波数割当、事業免許の付与等を所掌する。

２　連邦電気通信機構（IFT）

（通信／Ｉ－２の項参照）

所掌事務

放送周波数帯の管理、免許付与を行う。

３　内務省ラジオ・テレビ・映画管理総局（Dirección General de Radio, Televisión y Cinematografía：RTC）

General Directorate of Radio, Television and Cinematography

Tel.	＋52 55 5140 8000
URL	https://dgrtc.segob.gob.mx/
所在地	Roma #41 Col. Juárez Delegación Cuauhtémoc C.P. 06600, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Rodolfo González Valderrama（総局長／Director General）

所掌事務

番組内容の規制・監督、政府広報番組の制作・配給を所掌している。独自のレーティングシステム（AA、A、B、B-15、C、D）により映画やテレビ番組を評価し放送時間の制限をかけている。

４　教育省（Secretaría de Educación Pública：SEP）

Secretary of Public Education

Tel.	＋52 55 3601 7599
URL	https://www.gob.mx/sep
所在地	República de Argentina 28, Col. Centro Histórico, Del. Cuauhtémoc, C.P. 06020, Ciudad de México, MÉXICO
幹　部	Leticia Ramírez Amaya（大臣／Secretary）

所掌事務

放送番組の著作権保護や教育番組の制作、配給を所掌している。

５　メキシコ放送公共機構（Sistema Público de Radiodifusión del Estado Mexicano：SPR）

Tel.	＋52 55 5533 0730
URL	https://www.spr.gob.mx/

所在地	Camino de Santa Teresa 1679, Col. Jardines del Pedregal Alcaldía Álvaro Obregón, C.P. 01900, CDMX, México
幹　部	Jenaro Villamil　（社長／President）

所掌事務

メキシコの公共放送ネットワークの拡充事業のほか、地上デジタル・チャンネルで放送事業も行う。内務省の所管であるが、独立した権限を持つ。

Ⅱ　法令

１　連邦通信放送法（Lay Federal de Telecommunicaciones y Radiodifusión）

1960 年 1 月に施行された「連邦ラジオ・テレビ法」に代わり、「連邦通信放送法」が 2014 年 7 月に制定、翌 8 月に発効した。同法に基づき、IFT が放送分野を所掌する。同法に基づき、以下が規定された。

・放送分野における外資比率は 49%までとする。

・放送事業者が有料放送事業者に信号伝送を許可するマストオファーと、有料放送事業者が放送信号を伝送するマストキャリーを義務付ける。

2016 年 6 月に同法を改正し、先住民言語による放送を正式に認可した。なお、メキシコにおける先住民族の言語数は 68 とされる。改正以前の放送言語は事実上スペイン語に限定されていた。

２　メキシコ公共放送機構法（Ley del Sistema Público de Radiodifusión del Estado Mexicano）

2014 年 8 月発効。公共放送の拡充強化を図ることを目的として、公共機関メキシコ放送公共機構（Sistema Público de Radiodifusión del Estado Mexicano : SPR）の設置を規定している。

Ⅲ　政策動向

１　番組規制

放送内容は、「連邦通信放送法」で包括的な規制が行われている。その他、IFT や RTC も審査や規制を行う。

２　地上デジタル放送

2004 年 7 月、地上デジタル放送に米国の ATSC 方式を採用することが決定され、テレビサ（Televisa）と TV アステカ（TV Azteca）は、2006 年 12 月までに国内主要地域で地上デジタル放送を開始した。なお、ATSC 方式の採用は、米国、カナダ、韓国に続いて、メキシコが 4 番目である。2015 年末には地上デジタル放送移行を完了した。なお、メキシコでは ATSC3.0 の放送はまだ実験段階で、遠隔

教育等の実証実験が実施されている。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

2021 年末現在、全国で AM 放送局が 387 局、FM 放送局が 1,700 局あり、商業放送事業者を主体としてラジオ放送を実施している。内容は、ニュース、音楽及び娯楽番組が中心である。主な放送事業者は、Grupo ACIR、Grupo Radio Centro である。

非商業事業者としては、公共教育省のメキシコ・ラジオ協会（Instituto Mexicano de la Radio : IMER）が全国 23 局（公共放送 14 局、商業放送 7 局）で放送を実施しており、うちインターネット専用ラジオ局は 2 局ある。

２　テレビ

全国放送は、公共放送 5 系統、商業放送 6 系統により実施されている。公共放送は、教育省と文化省の支援により 1993 年 6 月に設立された Canal 22、国立工科大学が運営する Canal 11、教育テレビの Televisión Educativa、メキシコ国立自治大学が運営する TV UNAM（2005 年放送開始）、公共放送機関の SPR が運営する Canal 14（旧 Una Voz Con Todos、2010 年放送開始）で実施されている。なお、公共放送の財源は、政府交付金や寄付金である。受信料制度はない。

商業放送はテレビサが、Las Estras、Canal 5、Canal Nu9ve、Foro TV の 4 系統、アステカが全国放送の Azteca 1、Azteca 7 と ADN40、ローカ放送の a+7.2 の合計 4 系統、イマーヘン・テレビシオン（Imagen Televisión）が 1 系統の放送を実施している。

３　衛星放送、ケーブルテレビ等

1996 年 12 月、旧ディレク TV ラテンアメリカ（DirecTV Latin America）とスカイ・メヒコ（Sky México）が合併し、テレビサと米国のディレク TV が共同出資した Innova 社が運営するスカイ（Sky）がサービスを開始した。2024 年 4 月、テレビサが経営権を取得し子会社化した。

2008 年 11 月に参入したディッシュ・メヒコ（Dish México）は、MVS Comunicaciones 社と米国の EchoStar 社の合併企業であった。2019 年 5 月に、EchoStar 社が米国のディッシュ・ネットワークに株式を売却した。

主なケーブルテレビ／MMDS 事業者として、イッスィ（Izzi）とメガカブレがある。イッスィは、テレビサの子会社でもある Cablevisión のケーブルテレビ・サービスである。メガカブレは、独立系ケーブルテレビ事業者である。

公共放送の Canal 11 と Canal 22 の国際放送の番組は、放送と同時にオンラインで無料配信している。加えて、Canal 11 は国際放送の番組をオンデマンドで無料視聴できるサービスも行っている。

Ⅴ　運営体

１　テレビサ

Televisa

Tel.	＋52 55 5709 3333
URL	https://www.televisa.com/
所在地	Av. Chapultepec #28 Cuauhtémoc C.P. 06724, Ciudad De México, MÉXICO
幹　部	Emilio Azcárraga Jean（会長兼最高経営責任者／Chairman and CEO）

概要

中南米の大手メディア企業テレビサ・グループ（Grupo Televisa）に属する地上テレビ放送事業者である。全国向け 3 系統と首都圏向け 1 系統の 4 系統を所有している。同社は、地上テレビ、ラジオ放送を実施しているほか、ケーブルテレビの Cablevisión、カブレマス（Cablemas）、衛星放送のスカイ・メヒコを運営している。海外展開にも注力しており、世界 50 か国で番組が放送されている。OTT（Over The Top）サービスの利用が急成長する中、2016 年 2 月に、OTT 事業に本格参入し、有料サービス「blim」を開始した。Televisa グループの 2023 年の総売上高は 738 億 MXP で、前年比 2.3%減であった。売上の 65.7%がケーブルテレビ事業、23.7%が衛星放送 Sky の収入である。2022 年 1 月、米国のスペイン語コンテンツ大手の Univision Communications と合併し、世界最大のスペイン語メディア企業となる TelevisaUnivision が誕生した。

２　TV アステカ

TV Azteca

Tel.	＋52 55 5447 8844
URL	https://www.tvazteca.com/
所在地	Periférico Sur 4121,Col. Fuentes Del Pedregal C.P. 14141, Ciudad De México, MÉXICO
幹　部	Rafael Rodriguez（最高経営責任者／CEO）

概要

金融機関等を経営する Salinas グループのメディア企業。国営放送インラビシオン（Inravision）の民営化に伴い、1993 年に開局した商業テレビ放送事業者である。TV Azteca 1、TV Azteca 7 と ADN40 の 3 系統により全国放送、a+7.2 に

よりローカル放送の合計 4 系統を実施している。2022 年の総売上高は 52 億 300 万 MXP であり前年比 31%増である。

電　　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

（１）インフラ通信運輸省（ISCT）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

無線通信分野では、政策の策定、オークション計画の承認、放送を含む無線局免許の付与等を所掌している。また、2006 年 4 月の連邦電気通信法改正によって、放送周波数帯の管理も SCT（当時）の監督の下に Cofetel（現 IFT）が行うこととなった。2013 年 6 月の電気通信改革法により、Cofetel（現 IFT）に代わって独立規制機関として新設された IFT に規制業務が引き継がれている。SCT（当時）は、IFT を拘束しない範囲での通信・放送の政策の提案、ユニバーサル・サービス・プログラムの実行、通信事業者と共有する 700MHz 帯の共用インフラの構築等を行うとされている。

（２）連邦電気通信機構（IFT）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

2014 年 7 月 14 日に連邦通信放送法が制定（最新改正 2024 年 4 月）、同年 8 月から施行され、本法律の第 1 章において、IFT と SCT（当時）の役割分担が明確にされ、IFT は、電気通信と放送に関する規制制定・許認可、普及促進と競争の監視、周波数割当・免許・検査、通信インフラや端末の技術基準制定等、通信放送分野に関するほとんどの所掌を有する組織と規定されている。

２　標準化機関

電子機器標準認証機関（NYCE）

Standardization and Electronic Certification

Tel.	＋52 55 5395 0777
URL	https://www.nyce.org.mx/
所在地	Av. Lomas de Sotelo No.1097 Col. Lomas de Sotelo C.P. 11200, Ciudad De México, MÉXICO

所掌事務

経済省の標準局がメキシコの国家標準規格を管理する。

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　電波監理政策の概要

電波監理は IFT が実施し、IFT は周波数分配表を管理する。周波数の免許や割当てについては、「連邦通信放送法」第 3 部及び第 4 部で規定され、IFT が発行する。第 55 条では周波数は（Ⅰ）免許を要する周波数、（Ⅱ）免許を要しない周波数、（Ⅲ）国際条約・協定等で保護される周波数、（Ⅳ）割当プログラム策定中の周波数の四つに分けられ、第 56～58 条に従い国が周波数割当計画を策定・公表・更新することとされている。また第 59 条により、毎年 12 月 31 日までに IFT は、免許を要する周波数帯の周波数の用途、分類、使用方法、地理的範囲を公表することとされており、追加・変更の意見のある利害関係者は 30 日以内に要求を提案することができる。

２　無線局免許制度

免許は、第 66 条～第 74 条に規定される無線サービス運用のためのシングル免許と、第 75 条～第 98 条に規定される周波数に対する免許があり、それぞれ、商業利用（公衆通信サービス、放送サービス）、公共利用（国、地方自治体、公的教育機関）、私的利用 a（個人的な通信）及び私的利用 b（実験・開発・試験やアマチュア無線のためで非商業的なもの）、社会的利用（コミュニティに対するサービス）の大きく四つに分かれている。

第 71 条によりシングル免許はメキシコ国籍の個人又は法人のみが付与され、法人への外国資本の参加には憲法及び外国投資法の許可が必要、第 72 条によりシングル免許の期間は 30 年で、延長可能である。

無線局免許は、商業利用又は私的利用 a の免許期間は 20 年間、実験局等の私的利用 b の免許期間は 5 年間、公共利用や社会的利用の免許期間は 15 年、いずれも延長可能である。無線局免許は、私的利用 b、社会的利用や公共の無線局等を例外として、オークションによって交付される。第 77 条によると、無線局免許は、メキシコ国籍の個人又は法人にのみ付与され、法人への外国資本の参加には憲法及び外国投資法の許可が必要である。ただし、放送サービスについては、国家外資委員会（National Investment Authorization Commission）の意見が必要となり、法令及び外国投資法によって定められた外国投資限度の順守を確認する必要がある。

また、商業利用又は私的利用 a の周波数免許については貸与・譲渡が可能で、IFT へ申請を行い、認可を受ける必要がある。

2010 年 9 月にフェリペ・カルデロン大統領（当時）はそれまで 2021 年に予定されていたテレビ放送のデジタル化を 2015 年末までに実施することを発表した。これによって生じる跡地周波数である 700MHz 帯を移動体通信用として、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）の周波数割当方式（703-748/758-803MHz）により、全国で利用可能なオープン・アクセス・ネットワークのオークションを実施した。最終的な落札者の決定は 2016 年 11 月に決定した。一方、IFT は、AWS-1（1710-1725/2110-2125MHz 帯）及び AWS-3（1755-1780/2155-2180MHz 帯）のオークションを 2016 年 2 月に実施し、Radiomóvil Dipsa が 310 億 MXP で AWS-1 の 20MHz と AWS-3 の 40MHz を獲得、AT&T メキシコが 127 億 MXP で AWS-1 の 20MHz を獲得した。IFT は、2500MHz 帯オークションを 2018 年 8 月に終了し、AT&T メキシコが 2 ブロックの FDD、2 ブロックの TDD を合計 14 億 MXP で、テレフォニカが 2 ブロックの FDD を 7 億 MXP で獲得し、11 月 23 日に事業免許が交付された。

IFT は、600MHz 帯のテレビジョン・バンド（614-698MHz）を 5G に割り当てることとし運用中のテレビ・チャンネルの移行を 2018 年 3 月に承認、10 月に移行が完了し 600MHz 帯がクリアになったことを宣言した。

2021 年 1 月、IFT は、800MHz、1900MHz、1700/2100MHz、及び 2500MHz 帯域の 41 ブロックの周波数で構成されるマルチバンド入札を実施する計画を発表した。同年 9 月に正式な入札が開始された。

・ブロック A1：1 ブロック。814-824/859-869MHz（第 1～第 4 地域：ノヴァカリフォルニア、北西部、北部、北東部）

・ブロック A5.01-A9.05：37 ブロック。814-824/859-869MHz（第 5～第 9 地域：西部、中部、湾岸・南部、東南部、首都圏）

・ブロック B1：1 ブロック。1755-1760/2155-2160MHz（全国免許）

・ブロック C1：1 ブロック。2500-2530/2620-2650MHz（複数地域）

・ブロック D1：1 ブロック。1910-1915/1990-1995MHz（全国）

AT&T メキシコはブロック A1（3 億 7,400 万 MXP）とブロック A5.01-A9.05（7 億 685 万 MXP）を獲得し、Radiomóvil Dipsa はブロック C1（2 億 7,000 万 MXP）を獲得したが、その他は不落であった。

2022 年 2 月、IFT は「年次作業プログラム 2022」を承認し、2022 年後半に 5G 周波数オークション（対象は 600MHz、1500MHz、3300MHz、3500MHz 帯域）が予定されていたが、延期され、IFT は 2025 年 5 月に入札締切の予定である。

IFT は、「周波数帯域の使用と利用のための年次プログラム 2024（Programa Anual de Uso y Aprovechamiento de Bandas de Frecuencias 2024： PABF 2024）」に 400MHz 帯と 800MHz 帯の周波数帯域を含めた。415-420/425-430MHz と 806-814/851-859MHz の帯域はトランキング・サービス用に確保され、824-

849/869-894MHz の帯域は移動通信サービス（「社会的利用」）用に指定されている。上記の周波数帯が PABF 2024 に含まれるのは、IFT が 2022 年 11 月から 2023 年 6 月までに受けたリクエストを反映したものである。

３　電波利用料制度

第 100 条～103 条により、免許人からは免許取得、更新、変更の際に電波利用料を徴収することが規定されている。利用料は周波数帯、周波数幅、カバレッジ、免許の妥当性又は国内外の周波数帯の市場価値等を考慮して、IFT によって毎年再評価され、毎年改訂される「連邦手数料法（Ley Federal de Derechos）」によって規定される。

４　電波監視体制

IFT が周波数の監視と干渉被害の是正を目的とする電波監視部門を持ち、「全国電波監視網」を運営し、周波数の監視と干渉被害の是正、無線局の順法性の評価等を行う。監視は一つの固定局と 10 の移動局により実施される。

５　電波の安全性に関する基準

法第 65 条により、IFT が周波数のばく露の安全レベルを規制することになっている。メキシコにおいてはこれまで明確な電磁界ばく露に対する規制が整備されていないが、2015 年 7 月、IFT は「100kHz-300GHz における人体への電磁界ばく露の制限への準拠に関する指針（IFT-007-2015）」のドラフト版を公表し、パブリック・コメントを行っている。人体への電磁界ばく露に関する制限値は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の値を採用している。このときに提出された意見を基に、この規定を、「無線局の最大ばく露限度を規定する規定（IFT-007-2016）」と、「電気通信システムに接続する携帯端末の特性や測定法に関する規定（IFT-012-2016）」の二つに分けて、2016 年 12 月 13 日再度パブリック・コメントにかけられた。提出された意見を基に文書を検討し、無線局と端末に対するものに分けて IFT-007-2018、IFT-012-2018 として発行する準備を進めていた。2020 年 2 月に、IFT は非電離電磁放射線の最大被ばく限度に関する二つの技術規定を発表した。

Ⅲ　周波数分配状況

IFT が周波数分配表を策定し、以下の URL で公表している。

・URL：https://cnaf.ift.org.mx/